

【附属機関名称】会議概要

会議名	令和7年度足立区地域保健福祉推進協議会 第1回介護保険・障がい福祉専門部会 (足立区地域密着型サービスの運営に関する委員会)		
事務局	小峯介護保険課長 半貫高齢者施策推進室長 長門障がい福祉課長 高橋障がい福祉センター所長 橋本絆づくり担当部長 柳瀬障がい援護担当課長 岩松介護保険課介護保険係長		
開催年月日	令和7年7月22日(火)		
開催時間	午後2時00分開会～午後4時00分閉会		
開催場所	すこやかプラザあだち 大研修室N		
出席者	石渡和実部会長 酒井雅男副部会長 白石正輝委員 佐々木まさひこ委員 さの智恵子委員 長沢興祐委員 横田ゆう委員 山下俊樹委員 倉田聰委員 加藤章子委員 鵜沢 隆委員 橋本飛鳥委員 細井和男委員 佐藤奈緒委員 鈴木真理子委員 伊東貴志委員		
欠席者	山中 崇副部会長 福岡靖介委員 小鮎裕美委員 加藤仁志委員 柳川富士雄委員 山根佳代子委員 茂木聰直委員 馬場優子委員		
会議次第	別紙のとおり		
資料	【資料1】地域密着型サービス事業者の新規及び更新指定について 【資料2】「(仮称)足立区認知症施策推進条例」のパブリックコメントの実施について 【資料3】令和7年度からの認知症検診事業について 【資料4】足立区高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定スケジュールについて 【資料5】令和6年度足立区介護保険事業実施状況(速報値)について 【資料6】令和7年度地域密着型サービスの整備・運営事業者の公募について 【資料7】元気応援ポイント事業令和7年度ボランティア活動の見直しについて 【資料8】足立区障がい福祉関連計画の策定スケジュールについて 【資料9】令和6年度障がい福祉センター相談事業の実績について 【資料10】孤立ゼロプロジェクト推進活動の実施状況について		

そ の 他	
-------	--

様式第2号（第3条関係）

(事務局)

それでは、皆様こんにちは。

定刻でございますので、ただいまから令和7年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会、介護保険・障がい福祉専門部会を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。

私は、本日の司会進行役を務めさせていただきます介護保険課介護保険係の岩松でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

委員の皆様のお席に介護保険・障がい福祉専門部会の委員名簿を配付させていただいております。

議事に入ります前に、今回から足立区地域保健福祉推進協議会の委員を委嘱された方へ委嘱状を交付させていただきます。席上に委嘱状を配付させていただきましたので、御確認のほうをお願ひいたします。

新しい委員の方につきましては、名簿順にお名前を御紹介させていただきます。恐縮ではございますが、その場で御起立をお願ひいたします。

初めに、足立区議会議員、さの智恵子様でございます。

(さの委員)

よろしくお願ひいたします。

(事務局)

次に、足立区議会議員、長沢興祐様でございます。

(長沢委員)

よろしくお願ひします。

(事務局)

次に、足立区友愛クラブ連合会、加藤章子様でございます。

(加藤委員)

よろしくお願ひいたします。

(事務局)

次に、足立区障がい者団体連合会、柳川富士雄様でございます。本日は欠席でございます。

次に、足立区肢体不自由児者父母の会、鈴木真理子様でございます。

(鈴木委員)

鈴木です。よろしくお願ひいたします。

(事務局)

次に、足立区地域のちから推進部長、茂木聰直様でございます。本日は欠席でございます。

次に、足立区福祉部長、伊東貴志様でございます。

(伊東委員)

伊東です。よろしくお願ひいたします。

(事務局)

以上の方々が、新たに委員になられた方々でございます。皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります前に、本日の資料の確認をさせていただきます。

まず、席上配付資料といたしまして、介護保険・障がい福祉専門部会委員名簿、本日の会議次第、席次表、資料1の追加資料として、足立区地域密着型サービスの運営に関する委員会設置要綱、地域密着型サービスの運営に関する委員会資料にございます。

次に、事前にお送りいたしました資料の確認をさせていただきます。

本日お持ちでない場合は、事務局に用意してございますので、お申しつけいただければと思います。

資料1「地域密着型サービス事業者等の新規及び更新指定について」、資料2「(仮称)足立区認知症施策推進条例のパブリックコメントの実施について」、資料3「令和7年度からの認知症検診事業について」、資料4

「足立区高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定スケジュールについて」、資料5「令和6年度足立区介護保険事業実施状況（速報値）について」、資料6「令和7年度地域密着型サービスの整備・運営事業者の公募について」、資料7「元気応援ポイント事業令和7年度ボランティア活動の見直しについて」、資料8「足立区障がい福祉関連計画の策定スケジュールについて」、資料9「令和6年度障がい福祉センター相談事業の実績について」、資料10「孤立ゼロプロジェクト推進活動の実施状況について」となります。

資料について以上となります、よろしいでしょうか。

それでは、ただいまから専門部会を始めさせていただきます。

なお、専門部会設置細則第4条第2項により、この専門部会は過半数の委員の出席により成立いたします。今回、過半数に達しておりますので、会議は成立しております。

また、この専門部会の会議録は区民に公開することになっております。記録の関係上、御質問、御意見の前にお名前をお願いいたします。なお、マイクはお持ちいたしますので、御使用お願いいたします。

それでは、次第のほうを御覧ください。

本日資料1の案件、地域密着型サービスを行う事業者の新規指定及び更新指定についてにつきましては、足立区地域密着型サービスの運営に関する委員会設置要綱に基づき、足立区地域密着型サービスの運営に関する委員会として報告をさせていただきます。

なお、同要綱第3条で、委員会の委員は専門部会の委員をもって充てるということをしているため、まず初めに地域密着型サービスの運営に関する委員会としてこの案件を御報告させていただき、その後、介護保険・

障がい福祉専門部会として、その他の案件について御報告させていただきます。

また、本日席上に配付しております地域密着型サービスの運営に関する委員会資料には、個人情報や事業所の経営状況等が記載されておりますので、地域密着型サービスの運営に関する委員会設置要綱第8条の規定に基づき、この案件のみ非公開とさせていただきます。

また、地域密着サービスの運営に対する委員会資料につきましては、この案件終了後、回収させていただきます。

それでは、これより議事進行を石渡部会長にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

（石渡部会長）

部会長をやらせていただいている石渡と申します。よろしくお願ひします。

本当に暑い中お集まりいただきありがとうございます。

それでは、ただいまから令和7年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会、介護保険・障がい福祉専門部会の議事を始めさせていただきます。

本日の議題は、お手元の次第のとおりです。

先ほど司会の方から説明ありがとうございましたが、まずは足立区地域密着型サービスの運営に関する委員会ということで資料1を説明していただき、皆様から質疑等をお受けいたします。その後で、介護保険・障がい福祉専門部会ということで、報告事項等を説明していただきます。

【「地域密着型サービスの運営に関する委員会」は非公開】

※資料1の報告については、個人情報や事業所の経営状況が含まれているため、地域密着型サービスの運営に関する委員会設置要綱第1条の規定により、非公開となっています。

では、専門部会の報告事項に入ります。

進め方ですけれども、まず資料2から7までを順次御説明いただきます。その後で質問、御意見をいただきまして、次に資料8から10までについての説明をいただいて、質問、御意見をいただくという形で進めさせていただきます。

それでは、まず資料2と3については、高齢者施策推進室の半貫室長、4から7については小峯課長からの御説明をお願いいたします。

(半貫高齢者施策推進室長)

高齢者施策推進室長の半貫です。

着座にて説明をさせていただきます。

まず、資料2になります。（仮称）足立区認知症施策推進条例のパブリックコメントの実施についてとなります。

国のほうでは、令和6年1月1日に認知症基本法が施行されました。足立区におきましても、これまで認知症施策をいろいろ実施してきておりましたが、より推進するためにということで、認知症の条例をつくる準備をしております。

資料2－1になります。今回は条例案ではなく、概要をおつけしております。

条例案の案文につきましては、項目7にも記載がございますが、認知症の御本人や御家族等からヒアリングをさせていただきまして、いろいろ御意見を伺っております。その

御意見を反映させて条例案を作成する予定で、進めているところです。

パブリックコメントにつきましては、9月1日から30日の1か月間です。パブリックコメントの前には、認知症の条例案を作成しまして、皆様から御意見をいただく予定であります。

パブリックコメントを実施することにつきましては、あだち広報ほか周知を徹底してまいります。閲覧場所としまして、5の(2)に記載のある所属のところで閲覧、配付ができるように準備を進めております。

スケジュールですけれども、9月にパブリックコメントを実施しまして、12月の区役所の厚生委員会のほうでも結果を御報告いたしまして、令和8年2月第1回定例会のほうへ議案を提出する予定で進めてまいりたいと考えております。

続きまして資料3になります。令和7年度からの認知症検診事業についてになります。

この認知症検診につきましては、すでに始まっておりますが、これまで3年間やってきましたものと若干違っておりますので、今回御報告をさせていただきます。

足立区の認知症検診は、足立区医師会様の御協力により、令和4年度から実施をしております。令和4年度から6年度に關しましては、あたまの健康度測定ということで始めておりました。これも、認知症検診ということでは、ちょっとやはり抵抗のある方がいらっしゃるということで、医師会の先生方と御相談しまして、あたまの健康度測定ということで、70歳の方を対象といたしまして個別検診、それから集団検診と、実施をしておりました。

令和7年度からは、名称をあだちオレンジチェックとして実施をしております。あたまの健康度測定という、このあたまの健康とい

うのがあまり印象がよくないという御意見が寄せられまして、また医師会の先生方と協議をさせていただき、認知症のシンボルカラーであるオレンジを名称に取り入れました。

対象は、これまでの70歳の方、そのほかに、介護予防チェックリスト、これは介護認定を受けていない65歳以上の高齢者に、3年に1回アンケートを実施しているアンケート形式のチェックリストなんですが、そこで認知機能低下の疑いのある方も今回対象といたします。また、あだち脳活ラボ、スマホで介護予防ができる資料で皆様に御紹介いたしましたが、その中のJ-MCI、それからはつらつ測定会の中で実施するCogniti tax、こちらで認知機能低下の疑いのある方を対象にいたします。

J-MCIは50歳以上の方が利用できますので、若年性の認知症もここで早期に発見したいというふうに考えております。

検診の方法ですが、足立区内医師会加入の医療機関で個別検診、今回52か所の医療機関で御協力いただいて検診を実施しているところです。

また、健診の期間も、これまで8月で終わっておりましたが、2月末までの長い期間で実施をいたします。

検診後の支援といたしましては、これまで伴走支援として訪問看護ステーションの方々に御協力をいただきまして、次の二次検査となるような専門の医療機関への御案内ですとか、また日々の不安なことを相談していただくということをやっていたんですけども、なかなか看護師さん方につながるまでに時間がかかっていたということで、それを改善いたしまして、足立区内5人おります認知症地域支援推進員、こちらのほうでサポートをしていきます。

また、これまで足立区内に認知症の方が

どのくらいいるかという数自体、把握できておりませんでしたが、検診医療機関のほうから認知機能低下の疑いの方を一般診療としますが、専門の医療機関につなげていただき、そこで認知症と診断された方の件数を、区のほうに御報告していただくようなスキームを今回から取らせていただいております。

今現在も認知症検診を実施しておりますが、引き続き医師会の先生方の御協力を仰ぎながら進めてまいりたいと考えております。

説明は以上になります。

(小峯介護保険課長)

続きまして、資料4から資料7までを、介護保険課のほうから説明させていただきます。

まず、資料4をお開きください。

こちら、足立区高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定スケジュールについてという案件になっておりますが、今回、令和6年度から8年度までの第9期の計画というのが、今現在スタートをしておりまして、今年でちょうど中間年度を迎えております。

一方で、第10期の計画、令和9年度から11年度までの3か年を計画期間とする次期計画について作業を進める必要がございまして、今回は、そちらの全体の作業スケジュールですとか、実際のプロポーザルを実施をせていたいで、その後、高齢者等実態調査等々、中身の方に入らせていただくんですが、本日については、その計画の全体のスケジュールの共有というところが主な報告内容になっております。

では、中身のほうに入らせていただきます。

項番1番の計画年次でございますが、令和9年度から令和11年度の3年間となります。

項番2番、策定スケジュールでございますが、こちら、今年の4月から高齢者等実態調査ですとか、この介護保険事業計画を策定する事業者をプロポーザルで選定をさせていただいておりまして、こちらに本日お越しの委員の中にも、こちらの内容で実際プロポーザルに関わっていただいている委員の方もいらっしゃいます。

その中で、今年の7月、もう間もなくでございますが、第3回プロポーザル選定委員会というところを実施予定でございまして、ここで、その委託事業者を決定させていただきます。

事業者決定後、契約をさせていただいて、令和7年9月から高齢者等実態調査の在宅介護実態調査から先に開始をさせていただきます。

その後、令和7年11月には、それ以外の調査、全部で10種類の調査ございますが、在宅介護実態調査以外の9種類を、この11月のあたりで実施を予定しております。

そういった調査をさせていただいて、令和8年6月には調査の報告書を作成させていただきたいと考えております。

次のページをおめくりください。

令和8年9月でございますが、そういった調査の報告などを踏まえまして、足立区高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画中間報告案を作成させていただきます。

10月にはパブリックコメントですか公聴会を予定しております、令和9年3月には足立区高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画を策定させていただくという予定で、今動いております。

調査の内容につきましては、項番4番の記載のとおりでございますが、区民対象調査、それから事業所対象調査ということで、それぞれ5種類ずつの調査をそれぞれの対象の

方に実施をさせていただく予定でございます。

今後の方針でございますが、こういった今日の介護保険・障がい福祉専門部会なども、恐らく来年度の中で議論を主にしていただくことになるかと思いますが、そういった中で、新しい10期の計画について皆様から御意見を賜りたいというふうに思っております。

また、調査の結果ですか計画案などにつきましては、適切な時期に、皆様もそうですし、区の厚生委員会のほうでも報告をさせていただく予定でございます。

続きまして、資料5のほうに入らせていただきます。

資料5は、令和6年度足立区介護保険事業実施状況（速報値）についてというものでございます。

こちら、毎年出させていただいているものになりますけれども、令和6年度の速報値についてのお知らせということになります。

項番1です。65歳以上の被保険者の状況でございますが、令和5年度末と比べましてやや微減ということで、令和5年度末が16万8,624人から、令和6年度末は16万8,024人となっておりまして、602名の方が減少ということになっております。

その下の円グラフについてですが、高齢者全体から見ますと、認定のある方が、要支援の方が5.7%、要介護の方が17%というような状態が、今の足立区の状況でございます。

次のページ、おめくりください。

項番2番、介護保険料収納率、現年度分でございますが、昨年度と同率で99.1%と、非常に高い数値を保っております。

項番2番、保険給付状況でございますけれども、（1）介護サービス受給者数につきましては、前年度比497人増、1.5%増ということで、3万2,673名の方がサービスを受給さ

れています。

(2) の保険給付費につきましては、623億2,000万余ということで、前年度比25億円余増ということになっていまして、割合でいいますと4.2%の増ということになっております。

主な増理由でございますけれども、令和6年度中に特別養護老人ホームが新たに2か所ほど開設をされておりまして、そういうところの利用が伸びているということが分かっております。

その下の表は参考までに、足立区の総人口、65歳以上の人団、高齢化率の推移でございまして、高齢化率につきましては24.0%ということで、こちらは前年度と比べますとやや低くなっているんですが、23区ですと、葛飾区と同率で一番高い数字になっております。

項番3番、令和6年度の地域密着型サービスの指定及び廃止状況につきましては、先ほど少し触れさせていただいたところございますけれども、地域密着型通所介護のところで指定4か所、廃止7か所というような状態でございました。

後ろのページですね。項番4番、今後の方針でございますが、令和6年度実績の最終的な数字が固まりましたら、あだちの介護保険という冊子でございますけれども、こちらを9月に発行予定でございます。

先ほど報告させていただいた次期の高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定に向けて、高齢者者等実態調査ですとか現計画の現状分析と評価を実施してまいりたいと思います。

後ろについている資料5－1につきましては、その詳細版になりますので、後ほど見ていただければと思います。

続きまして資料6です。こちら、令和7年

度地域密着型サービスの整備・運営事業者の公募についてというものになります。

こちら、令和7年度に公募をさせていただいて、地域密着型のサービスである認知症高齢者グループホームと小規模多機能型居宅介護、この2つのサービスを実施していただける事業者を1か所募集させていただきたいというふうに考えております。開設年度は、令和9年度を予定しております。

こちらの場所なんですが、項番2番、公有地となってございまして、用地主は国でございます。所在地は、足立区六町1丁目のほうになりますて、次のページの地図を御覧いただきますと、詳細な場所を記載させていただいております。

すみません、また1ページ戻っていただきまして、こちら、2の(3)創出用地面積といたしましては1,200平米程度となっておりまして、メリットは、令和8年3月31日までに事業者を決定して国との話し合いがつけば、10年間の賃付け料が2分の1減額というふうになっております。

こちらについては、社会福祉法人を対象としておりますので、今後公募によって選定をしていただいた社会福祉法人様と国のほうで低地借地権契約を行っていただきます。運営は、その法人様のほうで施設を建設、運営を実施していただく予定となっております。

次のページの一番上、項番3番、今後のスケジュールでございますが、公募を7月から8月でさせていただいて、審査を10月、11月に実施をしたいと思っております。また、事業者の決定につきましては、令和8年1月を予定していまして、その後、施設開設を令和9年度中に予定をしております。

続いて、資料7のほうになります。元気応援ポイント事業の令和7年度ボランティア活動の見直しについてでございます。

こちらにつきましては、コロナ禍が明けた令和5年度に、ボランティア活動の再始動に向けて元気応援ポイント事業を活用したキャンペーンを実施させていただきました。このキャンペーンが皆様から好評をいただきしております。事業としてはよかったですかなとは思っておるところですが、令和5年度の1年間限定だったということもございまして、ボランティアを実際やっていただいる方から、新たにもう一度再開してほしいというようなお声もいただきました。

こういったキャンペーンの効果によって、着実にボランティア活動の実績というものが伸びているという現状が分かっておりましたので、ボランティア活動の活性化策として、新たにまたキャンペーンを実施させていただきたいという内容になります。

項目1、元気応援ポイント事業について簡単に触れさせていただきますが、介護サービスを利用していない高齢者の方がボランティア活動を行っていただいた場合に、活動交付金というものを交付させていただきます。それによって、元気な高齢者を増やしていくとともに、介護予防にも役に立つというような内容の事業でございます。

項目2、見直し内容でございますが、既存の事業ですと、最大1万ポイントまでというのが上限となっておりますが、上記四角の①ですとか②とかを満たしていただくと、最大1万5,000ポイントまでポイントが拡大できるという内容となります。

①のポイントの付与の部分の内容でございますが、ボランティア活動を行っていただきますと、1時間当たり1スタンプを押していただきますが、1スタンプ=100ポイント、=100円ということになります。変更後の令和7年度につきましては、新規・継続応援キャンペーンということで、新たに新規登録を

された方ですとか、既にボランティア登録はされている方で、5スタンプ以上ボランティア活動を行っていただくと、通常ポイントにプラス1,000ポイントを付与させていただきます。

また、その下の復活のところ、100スタンプ達成ボーナスポイントプレゼントキャンペーンということで、100スタンプ達成した方につきましては、新規・継続応援キャンペーンの1,000ポイントに加えまして、さらにプラス1,000ポイントを付与させていただきます。

②の活動交付金の年度の上限でございますが、これまで、どれだけやっていただいても、最大上限100スタンプで1万ポイントまでございました。これを、新規で限界突破キャンペーンと銘打ちまして、最大1万ポイントだったものを、最大1万3,000ポイントに変更することで、キャンペーン全体を合わせると最大1万5,000ポイントまで拡大をさせていただくという内容になってございます。

次のページをおめくりください。

実施期間でございますが、今年の8月1日から来年の7月31日までの1年分という期間とさせていただきまして、実施をさせていただく予定となっております。また、それによりまして、高齢者の方のモチベーションアップと登録者増を図ってまいりたいというふうに考えております。

項目4番につきましては、経年の実績になっております。

項目5が今後の予定でございますが、こちらにつきましては、8月25日号の広報ですか、あとはホームページでも周知をさせていただいておりますけれども、そういうもののを含めて、またさらに、11月に開催している介護従事者永年勤続褒賞ですか元気応援

ポイント事業活動褒賞式、またあだち区民まつり A-Festなどでも周知を図ってまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

(石渡部会長)

御説明ありがとうございました。

ここまで報告事項について、どの資料についてでも結構ですので、何かお気づきの委員の方いらっしゃいましたら、御質問、御意見お願いをしたいと思います。

どうぞ、さの委員。

(さの委員)

区議会議員のさの智恵子でございます。よろしくお願ひいたします。

私のほうからは2点質問をさせていただきたいと思っております。

まず、資料4でございますが、今後の高齢者保健福祉計画・第10期に向けてということで、実態調査が、ちょっとページ数がないんですけども、これから10個の区民の対象調査というのを⑩までしていくということございまして、対象人数も書いてあるんですけども、設問数がかなり多いなという実感なんですが、50問とかございますが、こちらについては無作為抽出をされるということですが、7,500人に対してするということなのか、7,500人分のデータを集めることが目的なのか、ちょっとそこについて、まずお聞きをしたいと思います。

(小峯介護保険課長)

御質問ありがとうございます。

1点目、高齢者等実態調査の調査対象者数7,500人のところなんですが、こちら、無作為抽出をさせていただいて、実際に調査を7,500人の方にさせていただいて、そこから幾つかの方が回答を、100%じゃないにしても回答をいただけるという想定で、7,500人の方を対象とさせていただいております。

(さの委員)

これまで様々なこういう調査を実施されてきたかと思いますが、大体この調査の回答率というのはどのぐらいを見込んでいらっしゃるんでしょうか。

(小峯介護保険課長)

御質問ありがとうございます。

例えば、介護予防・日常生活圏域調査、調査は10個ございますので、回答率はばらばらではございますが、前回調査をさせていただいた内容ですと、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査ですと、大体55.9%ぐらい回収をさせていただいています。また、調査によっても、高いほうですと80%を超えた調査回収率があるものもございましたし、おおむね大体50%程度は回答いただける調査となっております。

(さの委員)

ありがとうございます。設問等が若干多いので、お答えしやすいような形で、例えば、選ぶことが多いとか図があるとか、調査内容につきましてもぜひ工夫をしていただいて、分かりやすい、そういう内容で、せっかく調査をしていただいて今後の施策に活かしていくわけですので、その辺の取組もぜひお願いをしたいと思います。

続きまして、資料7の元気応援ポイント事業についてお聞きをしたいと思います。

今回、見直し内容ということで1万ポイントから1万5,000ポイントということの拡大ということで、そういう要望も多かったということで、元気な高齢者の方のための大変いい事業だと思っております。ネーミングも、限界突破キャンペーンとか面白いんですけども、ぜひこれが高齢者の対象の方に届く周知をお願いしたいと思っておりまして、以前、私、これをお渡しをしたいということで冊子をつくっていただいたんですが、現在そ

の冊子というのは活用されているのかというのと、あとどういう場所に、それがもしかるんであれば置いてあるのかということを、ぜひお聞かせをいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

(小峯介護保険課長)

御質問ありがとうございます。

ちょうど委員がおっしゃった元気応援ポイント事業受入機関一覧というのが冊子でございまして、こういったものを一定の期間で更新をさせていただきまして、区役所ですか、あとは地域包括支援センターですか区民事務所ですか、そういうたった高齢者の方がお立ち寄りいただくような場所などにも置かせていただいていますし、もちろん区のホームページからも御覧いただけるようになっています。

(さの委員)

分かりました。高齢者の方、なかなかホームページを見るということもハードルが高いかと思いますので、ここでも、Aフェスタ等でも周知していただければと思いますので、ぜひこの辺もお願ひしたいと思います。

そして、いろんな取組の成果で、令和6年度は公募人数も733名ということで大変増加をしているんですが、どのようなボランティア内容で、1万円でなくても多分申請ができたかと思いますが、ちょっとこちらの状況についてお聞かせいただけますでしょうか。

(小峯介護保険課長)

御質問ありがとうございます。

前回の内訳によりますと、大体皆さんボランティアされる方は、慣れている方はやはりかなり活発に活動をしていただいている、1万2,000ポイントのキャンペーンをさせていただいたときも、157名の方が1万2,000ポイント、上限まで交付をさせていたいたということから、かなりやっていらっしゃる

方はすごく頑張っていただくということが分かってきましたし、また、一方で、平均的なところでいいますと、大体7,000ポイント台ぐらいが平均となっておりますので、ライトな方とヘビーな方、両方いらっしゃるのかなというのが、今こちらで分析をしているところでございます。

(さの委員)

あと、最後なんですが、メニューの拡充も大変重要なかと思います。こちらに受入れ施設数というふうにございますので、施設でボランティアの方が一番多いかと思いますが、ごみ捨てとか、様々なことも拡充をお願いはしているんですが、なかなかマッチングの問題もあるかと思います。

ただ、気軽にボランティアをしていただいて、今、物価高騰対策で少しでもボランティアでポイントがもらえる、現金化されることは大変重要なかと思いますので、その辺のメニューの拡充もぜひ今後検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(小峯介護保険課長)

御質問ありがとうございます。

おっしゃるとおり、様々な高齢者の方が気軽にすぐできるボランティアの場所を増やしていくということは、私たちもそれは必要だというふうに感じておりますので、様々な課題は場所によってはあるかとは思いますけれども、今以上に充実した内容にしていきたいというふうに考えております。

(さの委員)

ありがとうございました。

以上です。

(石渡部会長)

さの委員、大事な御意見、御提案も含めてありがとうございます。

ほかに何かお気づきの委員の方いらっしゃいましたら。

はい、どうぞ。

(細井委員)

高齢者在宅サービスセンターの細井です。

私のほうからは1つお聞きしたいことと、それからもう一つは、2つ目のほうは、ちょっと現場情報を報告させていただきたいと思います

1つ目は、資料2のところですね。認知症施策推進条例、資料2－1のところに条例の概要案ということで出ておりますが、今のところ案ということですが、今後修正等あるのかなというふうに思います。

実は、こここの基本理念、この条例のところにおいては、先ほどお話ありましたように、令和6年の共通課題として、例えば認知症の基本法というところから来ているかと思います。この中の基本理念の中に、全部で7つの項目が確かにあったとか思うんですが、それに伴って、この足立区の基本理念の（1）から（7）までが書かれているのかなというふうに私は見ておりますが、この中で、6番目の認知症に関する研究等を推進するとともに、予防、診断、治療、リハビリテーションや社会参加など社会環境の整備を進めるというふうな項目がございます。

これ、実は国のほうで示した基本法の中では、今お話しした予防、診断、治療、リハビリテーション及び、実は介護の方法というものがたしか入っていたかと思うんですね。やはりこちらのほう、各機関の役割という中にも、例えば、認知症の人の状況に応じて適切な配慮を行う、また生活を見守り支援を行う、それからあと、適切なサービス提供がされるようにというような、区から関係機関の役割というものが示されている中に記載されているように、ここの中に、ここまでやつたら介護の方法というのも入るべきじゃないかなと、私、個人的には思っているんです

が、あえてこの中に、今のこの介護の方法というのを取り外したという、何か理由があればお伺いしたいんですが。

(半貫高齢者施策推進室長)

高齢者施策推進室長の半貫です。

貴重な御意見ありがとうございます。

取り外したわけではなく、「など」でくくってしまっている部分もあるかと思いますので、ここの部分については、もう一度、言葉が足らなくて誤解を招くような表現もあるということを別のところからも御指摘いただいておりますので、もう一度国的基本理念、そこに合わせた形で、しっかりとつくっていきたいというふうに考えております。

ありがとうございました。

(細井委員)

ありがとうございます。

あともう一つは、元気応援ポイントのところですが、私どもの事業所には、年間延べで1,500人以上のボランティアの方が来ていただいております。そのうちの約7割ぐらいが、実は元気応援ポイントの対象者の方でございまして、今まででは、先ほどお話あったように100個までしか判を押すところがなくて、実はかなりそういうのをやっていらっしゃる方は、法人独自でスタンプのますをつくれといつて、作成をして押したりしていたんですが、そういう方が数名おりまして、その方々にこの間、この元気応援ポイントが来年度以降の施策のところ、ちょっとボランティア担当のコーディネーターのほうからお話ししたところ、皆さん大変喜んでおりまして、また1つやりがいが増えてきたというようなことを言っておられましたので、ぜひこれ、翌年度、今回は7年度ですかね、というのにとどまらず、できるだけ上限を130個までではなくて、例えば150個までとか、こういった形で伸ばしていくだけ

ればというふうに思っております。

以上です。

(小峯介護保険課長)

細井委員、御質問ありがとうございます。

実際の現場の御高齢の方からそういった有り難いお言葉をいただいて、私も今、大変うれしく思っているところでございます。

すみません、先ほど私、説明少し漏れてしまって恐縮ですが、元気応援ポイントの2枚目の裏面の項番3の2行目のところになりますが、細井委員から今、御要望いただきました8年度以降につきましても、このポイントについては最大15000ポイントを継続させていただく予定でございまして、そういった御高齢の方がモチベーションを引き続き持つていただけるよう、考えておるところでございます。

(石渡部会長)

また大事な御指摘をありがとうございます

ほかに何か。

どうぞ、佐々木委員。

(佐々木委員)

足立区議会の佐々木でございます。

資料5の介護保険事業実施状況、その裏面の3番、地域密着型サービスの指定及び廃止状況で、ほとんど動きないんですけども、通所介護のところだけ廃止が7つあって、指定が4つということで、結構入れ替わりがあるんだなということを思ったんですけども、老人介護の従事者というか該当者がちょっと大変苦しい状況になってきているというふうなことも聞きますけれども、こういう廃止が7つ生じているというのは、どういったところに原因があるんでしょうか。

(小峯介護保険課長)

御質問ありがとうございます。

介護保険課長です。

こちらにつきましては、地域密着型でございますので、小規模な事業所様になっております。その一方で、アットホームな雰囲気で個別の利用者の方にも比較的サポートをしやすいというメリットがある事業所なんですが、やはり利用者側が少しでも減ってしまいますと、その経営のほうに直接響いてしまうというところがデメリットということでございまして、そういったところからの廃止というところを、こちらのほうとしては情報いただいておるところでございます。

(佐々木委員)

分かりました、ありがとうございます。

そしてもう一つ、ちょっと厚生委員会でも質問をさせていただきましたけれども、先ほど足立区認知症施策推進条例が、基本理念1から7を通して全体で区の理念が表現されておるとは思うんですが、この1は、全ての認知症の人が自らの意思によってやりたいことが実現できるという表現なんですが、そういうことですので、委員の先生方の御意見を聞いてみたいなとは思うんですが、この表現、若干何か言葉足らずのように思えてならないんです。認知症の方が自らの意思でやりたいことをやろうとすると、本人が危険なところに行ってしまうような、そんなこともあるのではないか。こういうと、そういう無制限なほうに意思を尊重するという意味ではないというふうにおっしゃるのかもしれませんけれども、ただ、自らの意思によってやりたいこと、認知症の方が自らの意思によりやりたいことって一体どういうことなんだろうなというのについて思ってしまう。

日々認知症を介護している方々からすれば、この一文に逆に違和感を覚えるような方っていらっしゃるのではないだろうかな。申し訳ないんですけども、足立区の基本計画のテーマ、やりたいことが叶うまちという基

本テーマに、ちょっと引きずられ過ぎなんじやないかなというふうに思うんですけれども、これ、先ほど認知症の方、それから御家族の方などにもヒアリングをしているというふうにおっしゃっておられましたが、どのような御感想があったのか、お聞かせいただければと思います。

(半貫高齢者施策推進室長)

高齢者施策推進室長の半貫です。

認知症があつてもやってみたいこと、やりたいことということで、今いただいている御意見の中でですけれども、皆さん、外出したいというのが基本的にありました。というのは、外に出ると危ないからとか、周囲の人には迷惑がかかつちゃうから、1人で外に行つては駄目と言われていて、引き籠もりがちになってしまった、公園でもいいので、そこで座って、小さい子供たちの遊ぶ様子だけでも見ていると、元気になるんだけれどもなというようなお声があったという御意見がありました。私、これを聞いて、非常に何か寂しい気持ちにはなったところなんです。

あと、買物、外食、それもメニューも選べなかつたりということで、外で食事が取れない。それで、屋台だったらこれって指を指せるから、お祭りとかの屋台に行きたいというような御意見もありました。ですので、そこで御自分の好きな物を買って食べたいというような、そういうお声もあるということが分かったところです。

見た目では認知症ということが周りの方から分からぬというところがあつて、だけれども、人に道を尋ねたいし、分からなくなつたときには助けてもらいたいというようなお話もありました。

家族の方からは、もっと早く認知症になっているんじゃないかなという、そういう異変にもっと早く気付くことができればよかつ

たというようなお話もありましたので、そういったこともしっかりと条例のほうには入れて、施策につなげていけるようなものにしていきたいというふうに、今考えているところです。

委員からの御指摘の少し足立区の基本計画に引っ張られてしまったような表現があるところは、御意見もいただき、こちらも意識いたしましたので、今、基本理念も含めて見直しをしておりますので、しっかりととした条例案を作成していきたいというふうに考えております。

(佐々木委員)

ありがとうございます。私も、ほかのところの認知症のその条例を見てみたんですけども、例えば、認知症の人がその尊厳が保持され、自らの意思により力を発揮しながら希望する暮らしを実現し、継続ができることとかというような内容とか、本人一人一人が自分らしく生きる希望を持ち、どの場所で暮らしていても、その意思と権利が尊重され、本人が自らの力を発揮しながら安心して暮らし続けることができる心境をつくるとか、第1条では大体そのような表現になっているんですけども、ちょっと言葉足らずだなというような思いがいたしますので、そこら辺のところは、またぜひ検討いただければというふうに思います。

私から以上です。

(石渡部会長)

今の佐々木委員の御意見に関連してなんですかね、国の方でも御本人の意思を尊重するみたいなことを検討して、ガイドラインとかも出しているんですけども、一見適切ではないと思うような意思決定をした場合も、すぐには否定しないみたいなことを強調しています。それが本当に命とか、それからほかの方に迷惑をかけるとかというよ

うな場合はもちろん受け止められないということなんですかけれども、このあたりは、他者とか支援する人が決定しないというところが、すごく今、大事にされているところかなというふうに思ったので、そこら辺はちょっと、この条例の条文でいろいろ工夫が必要になってくるのかなというふうには思いました。

では横田委員、どうぞ。

(横田委員)

区議会議員の横田です。

今の認知症施策推進条例についての意見なんですかけれども、やはり今、高齢者が増える中では、この条例そのものをきちんと立てていくというのは、非常に重要なことだと思っております。

先ほど細井委員からもありましたように、介護の部分も入れていただきたいというのは、私も同感なんですかけれども、それからやっぱり、今議論にあったように、認知症になつても家に閉じ籠もらないで、やっぱり堂々と社会に出ていって、そして地域に出ても、その周りの方々、地域の方々が偏見を持ったりとか差別をしたりとかしない、そういう地域社会をつくるという、大きな理念を持った条例にしていただきたいということで、先ほど当事者の方から切実な、外に行きたいとか買物したいとか、いろんな要望が聞かれたということですし、御家族の方ももっと早く気づいてあげればよかったですという、そういう切実な思いというのは本当に各所に、いろんなところにあると思うんですね。

ですから、ぜひそういうものを、意見、パブリックコメントも入れて、すばらしいものにしていただきたいというのがありますし、この条例の名前も施策推進条例ではあるんですけれども、もっと皆さんの御意見を聞きながら、名前にしていただきたい、条例の名

前も検討していただきたいなというのが1つあります。

ちょっと話が変わりまして、介護報酬の問題、介護保険問題で、介護報酬は、昨年4月に2%引き下げられたということで、足立区内で4月から今年の6月末までに廃止した事業所が幾つあるのかちょっとお聞きしたところ、19の事業所が廃止をしていると。新規で立ち上げたのが9事業所なので、差し引き、区内では10の事業所がなくなっているということで、本当にケアマネジャーからもヘルパーが希望どおりに派遣できないんだという、そういう緊急事態が起こっているということを聞いております。品川区ですか世田谷区なんかでは、訪問介護事業所に対して2%の報酬削減された部分について支援をしているということで、ぜひ足立区でも行っていただきたいなことがあります。

それから、先日、私、コンビニに行きましたら、コンビニの前で自転車を止めて、そこに立ったままおにぎりを食べているヘルパーさんを見たんですね。次のお宅に行くので時間がないということかもしれないですから、やはりこの暑い中では熱中症にもなりかねないというふうに思います。

今、足立区では熱中症予防のために涼み処というのを区内に85か所設置しているんですね。そういうところで積極的に休憩できるようにということで、区民の方にはもちろん周知をしていると思いますけれども、ヘルパーの事業所にもマップができておりますので、そういうものを提示して、積極的に活用して、休憩してくださいということをやっていただきたいというふうに思います。

やっぱりそれは、足立区はホームヘルパーさんを大事にしているんだというメッセージにもなると思いますので、ぜひ御検討お願いしたいというふうに思います。

(半貫高齢者施策推進室長)

高齢者施策推進室長の半貫です。

まず、条例に関しまして、貴重な御意見ありがとうございます。

委員からお話ありました条例名の検討ということについて、こちらは仮称となっておりますので、皆様に分かりやすい条例名、親しみを持っていただけるような名称を検討してまいりたいと考えております。

(小峯介護保険課長)

介護保険課長です。

私のほうから 2 点です。

1 点目、介護報酬に関するお話、御意見でございましたが、こちらのほうに、足立区でも品川区でやっているようなものをやっていただきたいという御意見だったと思うんですが、足立区としては、確かに訪問介護のサービス種別でいいますと、訪問介護が、6 月の時点で 1 年前と比較すると 10か所程度減少しているという、そういう意味で大変厳しい状況にあるということは、報酬改定の影響ももちろん考えられますし、それ以外の影響もあるとは思うんですけども、こちらのほうでは認識をしております。

一方で、訪問介護のような形で報酬改定が下がったところに対して手当をしているというところをやっていると、介護保険制度全体としての在り方、そのあたりの内容が、今までやってきたところとの整合性というのがなかなか取りにくくなってしまうなというところも懸念しておりますし、私たちとしては、そういったところの支援ももちろん必要だとは思うんですけども、全体として、介護業界の業務の効率化ですか、そういうところから経営を向上させていただくような、そういう施策というのを、今検討させていただいているところでございますので、品川区でやっているような内容というのは、

今のところ、私どものほうでは実施予定はございません。

一方で、もう一点いただきました、熱中症になってしまふぐらい非常に暑い中、毎日介護サービスを利用者の方に提供していただいている皆様にとっては、大変な御苦労されていらっしゃると思います。そういう中で、熱中症の支援という意味では、東京都のほうからも熱中症に対する備品などを補助する制度がございますので、事業者様の中には、そういうものを既に御活用いただいているところもございますし、区としてもそういう事業を周知させていただいているところでございます。

また、涼み処マップですね、こちらにつきましては、衛生部のほうでやっているものはございますが、こちらも連携を取りながら、区の事業所の皆様にもそういう情報を提供というのをさせていただくことで、熱中症予防に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

(石渡部会長)

横田委員から貴重な御提案もいただきましたが、よろしいでしょうか。

(横田委員)

よくはないんですけども、やはり介護報酬が問題に関わって、それが、特別に区が支援することについては何も支障がないというふうに思います。それは、介護報酬の公平性とかピンポイントと言っておりますけれども、区が独自に支援することは特に問題がないことなので、ぜひ御検討お願いしたいなというふうに、私としては思います。

(石渡部会長)

区としての御検討をということですので、さらに検討していただけるのでしょうか。

お願ひします。

(山下委員)

医師会の山下です。

これ、介護報酬点、診療報酬点というのは、全国で同一の仕事に対しては皆一律に決められるものでありますので、これに対して、負担分を出そうという考え方はやっぱり間違っているんじゃないかというふうに、私は思います。

足立区として、ここは区民が、ホームヘルパーが足りないというんでしたら、削られた分を足すという考え方は間違っていて、ほかの形で支援するというのが正しいんじゃないかというふうに、私は思います。

(石渡部会長)

山下委員、ありがとうございました。このあたりのところは、非常に難しいところかと思います。

ほかに、今までの報告について、このことという御意見お持ちの委員の方。

はい、どうぞ。

(橋本委員)

特別養護老人ホーム、橋本です。

ちょっとまた別な質問になってしまい、申し訳ないんですが、資料3の認知症検診事業というところで、内容が変更になったというところで、令和7年度から対象の方も増えたというところで、さっきいただきました。

あだち脳活ラボ、こちら50歳以上も対象になっているというところで、私も実はこれをやってみて、LINEでやって、非常にやりやすくて簡単にできるものだったので、すごくいいものだなというふうに思っていたんですけども、保健所のマップとかサイトへ飛んだりとか、認知症の病院が出たりとかって、非常にすごい優れているなというふうに思いました。なので、いろんな方に広めていくと、すごくいいのかなと改めて、やってみて思いました。

そこで質問なんですかけども、こちらのほうは50歳というところの方が、もし万が一MCI、軽度の認知症とか若年性とかになった場合、下のほうの検診後の支援のところに、認知症地域支援推進員というところで、地域包括にいる職員だと思うんですけれども、この方のサポートを受けるという形になるのかどうか。地域包括は、基本65歳以上が対象というところになりますので、こちらのほうの若年性の方は、この推進委員の方の対象になるかどうかというところが1点と。

あともう一点、資料6の地域密着型の運営事業者公募というところで、2の(5)ですね、公有地を活用した公募というところについて、(5)の選定というところが書いてあるんですけれども、こちらに区が運営事業者を公募により選定する、その後、選定した社会福祉法人と国が定期借地契約をすると書いてあるんですけれども、これは、選定されるのは社会福祉法人のみという解釈でよろしいのか、それとも、これが別に株式会社とかでもいいのかという、その2点の質問というところでよろしくお願ひします。

(半貫高齢者施策推進室長)

高齢者施策推進室長の半貫です。

脳活ラボ御利用いただきて、登録もしていただき、ありがとうございます。これからもイベント等でも今、広めているところですが、御利用される方が増えるように努めてまいりたいと考えております。ありがとうございます。

50歳以上の、64歳以下の方のサポートの部分ですけれども、包括は、お話しいただきましたように65歳以上の方の、高齢者の方の相談の機関ではあるんですけども、認知症についての相談の窓口でもあります。ちょっとそここの部分がまだ周知が足りていない部分がありまして、課題だというふうにこち

らも捉えているところです。

ですので、若年性の認知症の疑いのような方でも、相談に行っていただいて結構ですので、50歳から64歳の方のサポートも、こちらの認知症地域支援推進員のほうで実施いたします。

(小峯介護保険課長)

介護保険課長、小峯です。

続きましては、地域密着型の公募の件でございますけれども、こちら、国のはうが、この10年間の貸付け料を2分の1に減額する条件の1つといたしまして、社会福祉法人のみを公募の対象とさせていただいておりますので、今回の公募では、社会福祉法人のみを対象とした公募とさせていただいております。

(半貫高齢者施策推進室長)

すみません、半貫です。

ちょっと補足で、若年性の認知症の場合は、これは真っ先に医療機関で専門の先生に受診していただくというのが一番ですので、ちょっと御不安があつたり、話を聞いてもらいたいというのは、包括のはうでもお受けできますけれども、やはりお受けしたときには、医療機関への受診をお勧めすることになるかと思います。

検診で若年性の認知症の疑いありとなつた方に関しては、検診の医療機関からやはり精密検査というか、より深い検査ができるような医療機関に御案内していただくんすけれども、やはりそこでも、行くのは分かつてているなんだけれども、誰かにちょっと話を聞いてもらいたいとか、御不安があるかと思うんですね。そういうふたよなことを、この認知症地域支援推進員がサポートして傾聴に努めるですか、少しでも不安を軽減できるようなことをしていくというのを、今考えておりますし、実際にそのようにやってまいり

ます。

補足、以上です。

(石渡部会長)

どうぞ、山下委員。

(山下委員)

医師会の山下です。

今、半貫課長がおっしゃったとおりなんですが、これで、このオレンジチェックを使用する上で、我々も大分関わらせていただきましたが、やはり若年性認知症の問題は結構議論になりました。50歳から64歳まで、実際にはそれほど多くないんですけども、統計的には10万人中40人から45人ぐらいいるということになっていますので、推計すると、足立区では100人から150人ぐらいの方がいる。そのうち半分ぐらいはもう既に診断ついているというふうに仮に仮定すると、70人ぐらいはいるんじゃないだろうかと。この人たちが、どれだけこのオレンジチェックを受けてくれるかという問題ありますけれども、もし来た場合、その場合は、我々のはうでもかなり対応が難しいということになります。

若年性の認知症と思われる人は、多くはほかの病気なんですね。例えば、脳腫瘍であつたりとか、ほかにがんがあつたりとか、あるいは外傷性疾患だったりとか、そういうのを全て否定して、若年性認知症でしょうということを診断しなくていいわけないので、それなりの経験と知識がない医者では対応が困難であろうということで、64歳以下の方に関しては、なるべく医師会の担当している医療機関の中でも、脳神経内科、脳神経外科医、あるいは精神科医、あるいは認知症サポート医の資格を持っている人とか、あるいは画像診断のプロであるとか、そういう、やはりそれなりに対応できる医療機関が原則的に対応するということで考えております。

以上です。

(石渡部会長)

ありがとうございました。本当に丁寧な検討をしていただいて、対応を工夫してくださっているということがよく分かりました。

この後の報告事項もございますので、ここまでとさせていただいて、もし何かある場合は、事務局に直接お願ひいたします。

それでは、資料8、9、10の報告に移ります。8について長門課長、9が高橋所長、10が橋本部長からお願ひいたします。

(長門障がい福祉課長)

障がい福祉課長、長門です。

着座にて説明をさせていただきます。

私のほうからは資料8、足立区障がい福祉関連計画の策定スケジュールについてでございます。

先ほどは高齢者と介護のほうの計画のほうも報告がございましたが、同じように、主に策定に関するスケジュールが、主な内容になっているところでございます。

障がい福祉計画、障がい児福祉計画については、3年を1期として策定することが義務づけられており、各福祉計画の策定を以下のとおり進めるということで、1に記載しております四角い箱がございますが、太枠の部分、左の障がい福祉計画と障がい児福祉計画、この2つの計画を次回の令和9年度から11年度、この3か年の計画をこれから策定していくというものになります。

一番上にあります障がい者計画については、6年を1期とした計画として策定しておりまして、6年度からのものになりますので、今回改定の予定はありません。

2番の策定の手順とスケジュールでございますが、まず、プロポーザル方式を採用させていただき、事業者を公募しているところでございます。

2番の策定に当たって、厚生委員会、こう

いった推進協、自立支援協議会等に諮って、意見の聴取に努めてまいります。

スケジュールの部分の今後でございますが、今、6月までの第2回のプロポーザルの選定委員会が終了しているところでございます。8月1日には第3回のプロポーザルの選定委員会を実施しまして、ここで提案書の特定、事業者を決定していくということを予定しているところでございます。年明け、8年1月には、その実態調査の実施をさせていただくという予定です。

裏面のほうをお願いいたします。

令和8年7月から8月にかけて素案のほうの検討を進めまして、11月から12月頃にその素案を基にパブリックコメント、関係団体等とのヒアリングを実施させていただき、令和9年3月に厚生委員会、その他の会議体のほうについても報告をさせていただき、計画を9年3月までに策定していくというものでございます。

3番の基礎資料とするための7年度に実施する調査ということで、大きく言うと3つの対象の調査を実施します。障がい者、障がい児、あと事業所の3点になります。記載のとおり、障がい者については2,600件、障がい児については400件、事業者については全事業所で約450程度になりますが、調査のほうを実施してまいります。

4番の今後の方針でございますが、障がい者の方が回答しやすいようなアンケートに努めているというところと、調査については、インターネット調査の併用の可否、こういったものも検討をしてみたいと考えているところでございます。

私のほうからは以上になります。

(高橋障がい福祉センター所長)

障がい福祉センター所長の高橋です。

私は、資料9について説明させていた

だきます。

着座にて説明させていただきます。

件名でございますが、令和6年度障がい福祉センター相談事業の実績についてでございます。

私どもの障がい福祉センターあしすとですが、相談事業を2つ行っております。自立生活支援室、いわゆる障がい関係の総合相談、あと障がい者の就労支援、いわゆる雇用支援の部門でございます。

まず1点目、自立生活支援室における相談でございます。大きくは総合相談、あと障がい者総合支援法に基づく計画相談、補装具の相談、聞こえの相談等です。

まず1点目、総合相談でございます。相談件数でございますが、前年よりは若干微減、ただ新規相談は増えていますというようなところでございます。

下にいきまして、障がい種別ですが、主に肢体不自由と知的と聴覚、この3つで80%を超えているような状況でございます。

次のページ、いかせていただきます。

障がい者総合支援法に基づく計画相談でございます。この計画相談は、主に私どもの障がい福祉センターに通所、いわゆる生活介護、自立訓練、あと児童発達支援に通所している障がい者児の計画相談を中心にしております。そのあたりで、終了者については計画相談を次の事業者に引き継ぐというようなところもありまして、若干減少傾向にあるというところがございます。

続きまして、補装具の相談、判定でございます。補装具にかかる個別の一般的な相談なんですが、基本的には東京都の費用なんですが、足立区におきましては、区の指定医の協力を得まして、書類判定を行っているところでございます。件数的には微増傾向でございます。

続きまして、聞こえの相談でございます。言語聴覚士による聞こえに関する専門的な相談、いわゆる聴覚検査から補聴器のフィッティングまで対応しております。この部門は、障がいというよりは、どちらかというと高齢者のほうが多い状況がございます。右のグラフを見ていただければと思いますが、新規の相談の内訳として、左側のところの真ん中の円グラフですが、補聴器に関する相談がもう半分ぐらい占めていると。一番下にいきまして、年齢別で見てみると、65歳以上が92.5%というような、主に障がい者手帳を持っているということではなくて、高齢の方の対応をしているということでございます。

次のページにいきます。

各ピアサポート相談です。同じ障がいがある相談員が、自らの経験を生かした助言、共感などをしながら支援するピアサポートでございます。月1回程度実施しているところで、若干微減の傾向がございます。

右のページにいきます。

雇用支援室でございます。障がい者の就労に向け、ハローワークと連携して就労準備支援及び就職後の定着支援を実施しております、その概要についてでございます。

(1) の対応件数でございますが、増加傾向にございます。障がい者の雇用が促進されているという社会状況かと思います。

(2) 種別でございますが、まず、身体の方について言わせていただきますと、肢体不自由の方がかなり多く占めている。次のページにいきまして、知的障がいの方ですと、軽度の方が多いというようなところ。続きまして、精神障がいの方、やはり軽度の方が多いというような概要でございます。

いわゆる利用者ですが、一番多いのは、やっぱり知的障がいの方が多いというような傾向がございます。

続きまして、（3）の部分なんですが、そうした障がいの中でも、発達障がいの方も増加傾向にありますというような統計を示させていただいております。

右のページにいきまして、新規登録者、私たちの事業所につながった経緯でございますが、特別支援学校、福祉サービス事業所からの紹介に加えまして、あとハローワークというようなところが多いという状況でございます。

（5）でございます。私どものところで新たに就職できた障がいの方ですが、昨年とほぼ同数でございますが、51名の方です。昨年に比べまして、知的障がいの方が15名から24名に増えたというようなところがございます。

最後のページにいきます。

その51名の方の業種でございます。どんなところに特色があるのかというふうなところなんですが、全般的にいろんなところに就職されているというようなところが見受けられるところでございます。

最後に新規就職者の年齢ですが、やはり20代から40代が80%を占めているということをごいました。

今後の方針でございますが、利用者本人に寄り添った相談支援を実施していくということと、就労支援におきましては、適正等を十分に把握した上で、職場定着というところを目指していきたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

（橋本絆づくり担当部長）

絆づくり担当部長の橋本でございます。

資料10、こちらを御覧ください。

着座にて説明申し上げます。

私からは、孤立ゼロプロジェクト推進活動の実施状況について御報告を申し上げます。

項番1が昨年度、令和6年度を総括したものでございます。項番2以降で具体的に御説明を申し上げます。

項番2、高齢者実態調査の実施状況でございます。昨年度は48の町会、自治会に4,170世帯の調査を実施していただきました。この下の棒グラフ、折れ線グラフにございますが、コロナ禍前に近づきつつあるという状況でございます

次のページ、お願いいいたします。

町会、自治会の訪問調査の結果内訳、こちらが（4）の表になっております。孤立なし以外の網かけのところ、A、B、Cとございますけれども、こちらにつきましては、この下の（5）にございますとおり、地域包括支援センターの職員の方が改めての訪問をしております。その結果の内訳が、一番下の表のとおりでございます。この事業開始以来、町会、自治会の方々に5万6,074世帯、この調査をしていただいているところ、この約10%の5,615世帯、こちらに必要なサービス、あるいは地域社会につなげるということができたということでございます。

次のページ、御覧ください。

項番3でございます。町会、自治会の自主的な見守り活動でございます。わがまちの孤立ゼロプロジェクト、こちらの実施状況でございます。昨年度は18団体増えた、増加したこと、全体で128団体の実施の状況となっております。

項番4でございます。こちらは、ボランティアを含めます、絆のあんしん協力員、絆のあんしん協力機関の登録者数の推移を載せていただきました。

次のページ、最後のページですね。項番5、今後の方針でございます。（1）ですけれども、ちょうど今、夏季の熱中症対策、こちらに加えまして、包括の訪問時などで、冬場の

ヒートショック、こちらの予防も呼びかけてまいりたいと考えております。また、大学生や高校生などの若年層、こちらの参加を呼びかけているほか、毎年11月、こちらを絆づくり強化月間と位置づけまして、ポスター、ステッカーなどの掲出により、幅広く孤立ゼロプロジェクト事業を周知してまいりたいと考えております。

次ページ以降で町会、自治会別の実施状況を載せておりますので、後ほど御確認をよろしくお願ひいたします。

私からは以上でございます。

(石渡部会長)

御説明ありがとうございました。

今、8、9、10の資料について御説明をいただきましたが、何かお気づきの委員の方いらっしゃいましたら、お願ひいたします。

足立区の孤立ゼロの取組というの、本当にすばらしいなど、いつも私は感謝しております。

あと、障がい関係のところでしたが、報告と関係なくとも何かお気づきのことあれば、ぜひ御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

佐藤委員、お願ひします。

(佐藤委員)

すみません、資料8に関連してちょっと質問したいんですけども、障がい福祉計画の専門の事業者さんというのは、何をしてくれる方々になるのかなというのが、ちょっと聞きたいです。

あと、調査の対象人数、障がい者2,600とか障がい児400件というんですけれども、これは全体の10分の1以下とかで、さらに全員が出さないと、その半分ぐらいになるのかなと思うんですけども、それで本当に、いろんな種類の障がいがありますし、本当に全員を把握できるのかなってちょっと思うんで

す。

それから、インターネット調査の併用可否についてとあるんですけれども、障がい児の親世代になると、全然インターネット調査のほうがやりやすいと思いますが、やっぱり年齢が上になるにつれ難しいと言われるので、どっちか選べるという併用パターンはいいんじゃないかなって思います。

(長門障がい福祉課長)

御質問ありがとうございます。

まず1点目、事業者のほうが何をしてくれるのかというところなんですが、これも自治体等の計画の動向等の先進的な取組等、事業者がそこに関われば、そういうようなところを情報提供していただくというところと、また、一番大きなところでは、実態調査、これに対する調査の実施とその集約、クロス集計等の集約等をしていただくというところが大きいところと、あと当然ですが、印刷、出来上がったときの製本等、そういったところを事業者のほうにお願いをしていくところでございます。

あと、インターネットを利用したアンケートのお話になるのですが、基本的には紙ベースとしては考えておりますが、提案していただく内容で、インターネットの併用ということも提案者の中にございますので、基本的には紙なのですが、それも可とするようなことをイメージしておりますので、今、佐藤委員が御心配になられているような高齢者の方が回答しにくいとかというようなことにはならないかなというふうには思っているところでございます。

障がい者のところのアンケート調査の数ですが、やはり母数がどうしても少ないというところはございます。ただ、傾向として見る中では、回収率は大体5割弱ぐらいというところなんですが、傾向を見る中では、最低

限のところは見ていくける数字なのかなというふうに考えているところでございます。

(石渡部会長)

佐藤委員、今の御説明について、何かさらにはございますか。

大丈夫ですか、ありがとうございます。

鈴木委員、何かお気づきのことあればどうぞ。

(鈴木委員)

父母の会の鈴木です。

足立区のこのような施策のときのアンケート調査なんですけれども、やはり回答率が私的には少なかったようなイメージがあつて、やはり団体としては、このように足立区から届くので協力するようにと、お便り等で呼びかけてはいるんですけども、とても低かったような気がするんですね。

それで、インターネット調査の併用可否というところでは、最近足立区のアンケートも、QRコードを読み取って携帯から送れるようなシステムもあって、とても便利で、それを活用しているんですけども、高齢の親が、それができる方とできない方がやっぱりいらっしゃるのかなと。やり方を教えてくれるような子供がそばにいれば分かるかなとは思うんですけども、一緒に生活していくなかったり、障がいのある子と親ではなかなか回答が難しいとなると、アンケートを紙で提出するんですけども、実際ちゃんと見ててくれるかどうか、そこがやっぱり心配だなど、中身を見て回答していただけるのかどうかというところは、団体としてもやはり声を上げて協力するようにというふうに言っていかなければいけないなと思っています。

(長門障がい福祉課長)

障がい福祉課長です。ありがとうございます。

障がい者団体の皆様とは、これからまた各

団体とお話しする場もありますので、こういったアンケート調査の御協力の部分では、やはり区としても回収率を上げるためにもお願ひはさせていただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。

ちなみに、前回の回答率なんですが、18歳以上の障がい者計画ですと前回43.7%、障がい児のほう、こちらが47.6%ということで、やはりちょっと5割には満たないような状況でございますので、この数をもう少し増やして、障がい者の方の意見の集約のほうに努めていければなと思っているところでございます。

(石渡部会長)

ありがとうございました。

今、QRコードを読み取ってみたいことなんかで、もし希望があったら、そこら辺の説明をするみたいなことはやっていただけますよね。

(長門障がい福祉課長)

障がい福祉課長です。

今、手が挙がっている事業者のほうから、どういった形でのインターネット調査を想定しているのか、その提案の中で見極めまして、そういうこともできるのかという、最終的にはその業者を特定すれば、区と契約の段階になったときに、そういうようなQRコードという手法を使えるのかどうなのかということも、区から提案していくかと思いますので、そのように一緒に業者と協議ていきたいと思っています。

(石渡部会長)

鵜沢委員お願いします。

(鵜沢委員)

介護サービス事業者連絡協議会の鵜沢です。

資料9番ですね、項番1の(2)計画相談のところの項目なんですが、この資料で、計

計画相談が民間の事業所に引き継ぐなどしているため減少傾向にあるという事実書いてあるんですけども、この減少していることをどう評価しているかということを、ちょっと伺いたいです。

というのは、弊社でこの相談支援事業もやっているんです。それから、障がい者総合支援法に基づく居宅介護、介護保険というところの訪問介護をやっているわけですけれども、以前にも増して、この計画相談の人がいない、つまり御本人が独自でプランを立てなければいけない。私たちの目から見て、この方であれば計画相談がついていなきやまずいだろうな、つまり伴走支援しないとなかなかセルフマネジメントができない方が、相談支援がつかないことによって自分でサービス事業所を探す。探しても、今はヘルパーいない時代ですから、なかなか見つからないで困っている。

私の事業所のところでの所感ですけれども、もしかしたら高齢者のほうが絶対数はもちろん多いですけれども、障がいの分野のほうが、そのような状況下において、ちょっとセルフネグレクトみたいな状態になるとか、あるいは伴走支援、見守りの目が入らなくなることによってネグレクトみたいな状態に陥る方が、割合としては多いんじゃないかなというふうに思います。ということを現場で、高齢者の支援に行ってみたら、こうした人の中に引き籠もっている障がいの方がいらっしゃったみたいな事例が、以前よりも増えているという印象があります。

計画相談数が減っていること、そういうことがもしかしたらあるんじゃないかなと思いますので、あしすとさんがいわゆる相談支援事業所の基幹事業、高齢でいうところの包括さんの基幹型であるかどうかは、ちょっと私分かりませんけれども、もしそういった

役目があるとしたら、ちょっとそういったところまで踏み込んだ調査というか、何かしらの支援策もお考えいただけたらいいのかなと思います。

以上です。

(高橋障がい福祉センター所長)

恐れ入ります、計画相談の件でございます。

あしすとでも、計画相談は基本的には私たちの事業所に通所してくる人を中心に対応してきているというようなところで、やっぱりその人たちの、終わったら、それで計画相談が終わりというわけではなくて、次に必ず引き継ぐようにしています。引き継げないと、残って計画相談継続しているようなところはございます。

そもそもにおいて、今委員のおっしゃられたとおり、障がいの部分についてはセルフプランの傾向があったりすると思っております。事業者さんにおいても、よく計画相談のほうの、いわゆる給付額ですか、あまり高くなくてというようなところで、そのところが難しいんだというようなお声は聞いているところでございます。

そのあたりも含めて、私ども、自立支援協議会の中でも話題になっているところでございまして、すみません、引き続きの課題というところで御認識いただければと思っております。区全体としても、セルフプラン率じゃない、ちゃんと計画相談率は上げようというような流れでは、全体としては動いているところでございます。

引き続き、どういうふうなやり方がいいのかというところは考えさせていただければと思ってございます。

(石渡部会長)

大事な御指摘だと思います。私も個人的には、本当に必要な人のところに支援が届かな

いというあたりも含めて、アウトリーチとか、いろいろ御検討いただけたらというような、いつも思っている個人的な思いです。

失礼しました。

ほかに何かお気づきの方いらっしゃいますでしょうか。

そうしたら、また倉田委員や加藤委員、何かあればぜひお願ひしたいと思いますが、どうぞ。

(倉田委員)

それぞれ障がいと介護とあと認知症、それをまとめて考えるとなると、やはり年齢とそれぞれの方の症状といろいろあるので、なかなか一くくりにして考えるは難しいと思います。

それで、最後の孤立ゼロプロジェクトについてですけれども、この対象は、コロナもあったからだと思うんですけれども、結構間隔が広く空いているのが多くて、これをもうちょっと密に実施していただけすると、本当にまた、世代が結構七、八年たつと変わってきますので、その辺をもう一回細かく見ていただきたいのと、あと、これは要望なんですけれども、先ほどの認知症の検診、70歳からということで、若年性のものもあるし、いろいろあるんだけれども、やはり認知症の方は、基本的に社会的な補助が必要なので、よく御病気の方で赤い札をつけている方いるじゃないですか。それと同じように、ある程度認知症と認められている方には、オレンジ色の札をちょっとつけるのも手かなと。何かあれば、その人を見て、何か助けてあげられることがあればいいのかなって思いましたので、ちょっと御検討していただければなと思います。

以上です。

(橋本紺づくり担当部長)

紺づくり担当部長の橋本でございます。

孤立ゼロプロジェクトにつきまして御評価いただきまして、ありがとうございます。

委員御指摘のとおり、この実態調査と見守りの機能、これはコロナ禍に比べると、だんだん以前の状況に今届きつつあるというところは、委員御指摘のとおりでございますし、今後も調査、こういうところを密にやっていくという必要性、これも我々認識しているところでございます。ありがとうございます。

一方、先ほど、町会、自治会の方に実態調査、見守りもお願いして、今その報告をさせていただいているんですけども、町会、自治会の方々の高齢化ですとか担い手のところですとか、現場を見ますと、非常に活動が厳しいといいますか、苦しい中で非常に頑張っていただいているという、そういう実情が実はございます。

今回の報告では、こういう町会、自治会さん以外にボランティアの枠組みとして協力員とか協力機関とか、そういったところの御紹介をさせていただきましたし、これに加えて、大学生と高校生の若年層に向けて、この枠組みに参加を呼びかけると、今後の方針で述べさせていただきましたけれども、地域の見守り機能といったときに、本当に町会、自治会さんだけにお願いしてきた、今までというところからの反省として、多様化を図っていくという視点が、これからちょっと我々にとっても必要になってくると思いますし、そのための、今後の方針でも具体的に書かせていただきましたけれども、もうちょっと想定を広く持って、どこまでボランティアの若者の方々の見守りの機能を用いるかという、これ、やってみないと分からぬところもあるんですけども、ぜひそういう方向性をも含めて、今の委員の御指摘、今後しっかりと考えていきたいと思います。

(石渡部会長)

ありがとうございます。

加藤委員、何かあればどうぞ。

(加藤委員)

友愛クラブ連合会、加藤でございます。

本当に、非常に私、緊張しております。

資料4のところで、高齢者実態調査の実施に当たり、調査項目は高齢者施策推進室を中心となり決めますとありますが、この調査でどのようなところに留意していただけるのかなということと、友愛クラブ連合会の会員の皆さん、非常に元気ですけれども、元気応援ポイント事業については、あまりまだ周知されていないような気がいたしますので、この元気ポイント事業はもっともっと区民への周知をお願いしたらいいなと思っております。

以上です。

(石渡部会長)

ありがとうございました。

今日も活発にいろいろ貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。

では、これで審議は終了とさせていただいて、事務局から御連絡お願ひいたします。

(事務局)

本日はお忙しい中、委員の皆様には長時間にわたり御審議いただきありがとうございました。

今後の予定でございますが、7月30日に地域保健福祉推進協議会を、生涯学習センターの講堂、あと11月4日に第2回介護保険・障がい福祉専門部会をこちら、すこやかプラザのほうで開催を予定しております。

なお、第3回の介護保険・障がい福祉専門部会でございますが、令和8年2月3日火曜日の午後を予定しておりましたが、部会長と相談の上、令和8年2月2日月曜日の午後に変更させていただくことになりました。会場

は、こちらすこやかプラザで変更はございません。既に御予定を立ていらっしゃった皆様には御迷惑をかけて大変申し訳ございませんが、何とぞ御理解のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

日程等につきましては、また改めて御案内をさせていただきます。

あと、本日、お車でお越しいただいた委員の方には、1階か3階の受付で、駐車券のQRコードをお受け取りください。正面入り口出たところに精算機がありますので、精算してから出庫のほうをお願いいたします。

それでは、本日の専門部会のほう終了させていただきます。

ありがとうございました。